

市議会の傍聴環境向上

議場にカメラと大型モニター 今後はネット中継も

☎ 議会事務局議事担当

市ではこのたび、市議会の傍聴環境の改善を目的に議場にカメラと大型モニターを設置する改修工事を行い、同時にマイクなどの音響システムも更新しました。

これは、市議会が議会の活性化のため検討を重ねた結果を受けて実施したものです。

これまで傍聴席からは、議員側の座席が見えませんでした。傍聴席につるされた大型モニターで議員が目の前で発言しているような臨場感が味わえます。

鈴木守議長は「市民に開かれた議会は、私たち議員にとっても最優先課題であるとの認識に立つて取り組んでまいりました。今回の議場の改修によって、一人でも多くの市民が議場にお越したださることを望みます」と話しています。

12月定例会から開始

12月定例会は1日(木)から開催される予定です。ぜひ傍聴席に座って、大型モニターに映し出される市議会の様子をご覧ください。

なお、市庁舎1階市民課前のテレビでも同じ内容がご覧いただけますので、お気軽にご利用ください。

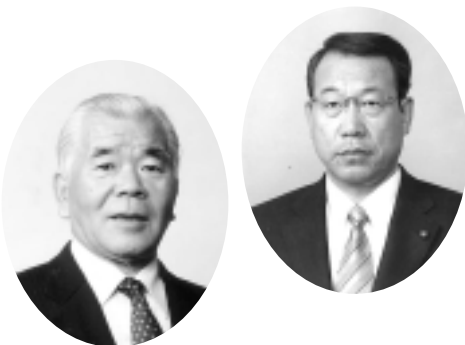
ネット中継も準備中

今回の改修時に導入した機材をベースに、次のステップとして、議場の映像をインターネットで放送する計画も決定しており、市では平成18年3月の定例会での実施に向けて、準備を進めています。詳細は、議会だより2月1日号と本紙2月1日号でお知らせする予定です。



議員側の状況も確認できるようになりました

市議会新体制決まる



すずき まもる
議長に鈴木守氏

やの ひとみ
副議長に矢野眸氏

11月14日、市議会第2回臨時会が開催され、議長、副議長の選挙が行われました。

この結果、議長は鈴木守氏(写真④)、副議長は矢野眸氏(写真⑤)に決定しました。

☎ 議会事務局議事担当。

『私の好きな散歩道』 おすすめコースや愛称を募集

☎ 企画経営課



1/11
必着

市では、平成18年度を「健康・スポーツ・文化振興の年」と位置づけ、各種事業を検討しています。このため、市民のみなさんが日常的に慣れ親しんだ「散歩道」やその「愛称」を募集します。

応募された散歩道を公表して、市民のみなさんが歩くことで、健康増進に役立てたり、地域への愛着を深めたりしていただきたいと思います。

12月4日(日)～10日(土)は「第57回人権週間」です。市では次の各種行事を行います。

【人権啓発講演会】

▽日時 12月10日(土) 午後1時45分開演(1時開場) ▽会場 文化会館小ホール ▽テーマ 「やさしい街やさしい人」

▽講師 俳優・石井めぐみ氏(写真) ▽入場無料 ▽その他 手話通訳要約筆記あり。託児あり(当日会場でお申出を) ▽主催 海老名市・市人権擁護委員・厚木人権啓発活動地域ネットワーク協議会。



【人権パネル展】

文化・スポーツなど各界で活躍している方々から寄せられた人権についてのメッセージをパネルにして展示します。

▽日時 12月5日(月)～10日(土) ▽会場 市役所1階エントランスホール。ただし10日(土)は、午後1時～3時30分、文化会館小ホールで展示します。

【街頭啓発活動】

▽日時 12月9日(金) 午前11時～正午 ▽場所 海老名駅東口自由通路。

【特設人権相談】

相談は無料で秘密は守られます。

▽日時 12月9日(金) 午後2時～4時 ▽受付場所 市民相談室 ▽相談事

項 親族・近隣・悩み事一般。

●人権相談は、毎月第4火曜、午後1時～4時に市民相談室で行っています(予約制)。また、人権擁護委員の自宅でも受け付けています。相談前に必ず電話で連絡してください。

【人権擁護委員】

◇伊藤清子 大谷4057-2(☎232・7315)
◇大西幸道 国分北2-13-40(☎231・5074)
◇尾上高穂 中河内1191(☎238・3834)
◇土屋喜良 柏ヶ谷383(☎233・1982)
◇西海久子 中野186(☎238・3928)
◇二見隆江 本郷5204-1口(☎238・5574)
◇山田憲政 中新田152(☎232・6633)。

ひとり親家庭等への 医療費助成

●申請は児童福祉課窓口へ

ひとり親家庭等への医療費助成制度は、その家族が病院などで受診したときに支払う健康保険の自己負担額(入院時食事の標準負担額は除く)を助成する制度です。

●助成の対象となる家庭

次のいずれかに該当する児童を養育しているひとり親家庭等の父・母・養育者と児童が、助成を受けることができます(所得制限あり)。

①父母が離婚している②父または母が死亡している③父または母が生死不明(海難事故、遭難など)④父または母が引き続き1年以上遺棄している⑤父または母が法令により1年以上拘禁されている⑥父または母が重度の障害者⑦未婚の母(父が認知し、養育している場合は除く)⑧父母が死亡した児童を養育している(里親の場合は除く)⑨父母が養育しない児童を養育している(里親の場合は除く)。

●手続き方法

助成を受けるためには、次の書類を添えて児童福祉課の窓口で申請し「福祉医療証」の交付を受けることが必要です。

▽児童扶養手当が支給されている方①健康保険証②児童扶養手当証書(手元に出してください) ▽児童扶養手当が支給されていない方は、状況により必要となる書類が異なるので、事前にお問い合わせください。

☎ 同課児童母子担当。

●助成期間

養育される児童が満18歳になった日以降の最初の3月31日まで。ただし、児童が一定の障害者である場合は、20歳の誕生日の前日まで。また、養育される児童が満18歳になった日以降の最初の3月31日を越えて学校教育法に規定する高校などに在学しているときは20歳の誕生日の前日までを限度に、在学期間中助成します。